

# 令和6年度 南会津地域観光客実態WEB調査業務委託仕様書（案）

## 1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「南会津地域観光客実態WEB調査業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の名称

令和6年度 南会津地域観光客実態WEB調査業務

## 3 業務の目的

南会津地域（南会津郡4町村。以下、当地域という）の観光客の動向等を把握・分析し、観光振興を考える際の客観的データとして活用することで、今後の観光客の滞在時間や観光消費額の増加につなげることを目的とする。

## 4 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 5 業務の内容

WEB調査（企画書及び調査項目の作成、調査実施、集計、データ化含む）とその分析及び調査報告書の作成等

### (1) WEB調査

ア インターネットによる全国を対象としたモニターアンケート調査を実施し、当地域の旅行目的、再訪意欲、消費額など、KPIの設定のために有益な情報を収集し、分析する。

イ 設問数は20問～30問程度とする。

ウ 調査項目については委託者との協議により決定する。

エ 分析の手法については自由提案とするが、下記の項目については必須とする。

- ・ 当地域への旅行の目的
- ・ 当地域への訪問回数
- ・ 直近の旅行で当地域内を観光した場所
- ・ 直近の旅行の滞在日数
- ・ 宿泊した場合には宿泊地
- ・ 当地域にもう1泊するために必要なこと
- ・ 当地域への再訪意欲
- ・ 直近の旅行で消費した金額及び内訳
- ・ 旅行先を決定するときの情報源
- ・ 当地域の旅行で満足したこと、不満だったこと
- ・ 今後、当地域で体験してみたいコンテンツ
- ・ 旅行において特別感、非日常感を感じること

オ 調査にあたっては適切なスクリーニングの実施を必須とし、2023年以降に当地域を訪れたことがある20歳以上の男女を調査対象とすること。

カ 本調査のサンプルサイズについては、400件以上とする。なお、本業務内での回答者への謝礼等は不可とする。

## (2) 調査報告書の作成

ア 本調査での分析結果をとりまとめ、調査報告書を作成すること。

イ 調査報告書については、全体版と概要版の2種類を作成すること。

ウ 白黒印刷でも判別可能なグラフ等を活用し、分かりやすいものとする。

エ 適宜、「令和5年度 南会津地域観光客実態WEB調査」結果との比較を行うこと。

令和5年度WEB調査：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/r5webtyousa.html>

## (3) 調査報告会の開催

ア 管内観光関連事業者及び地方公共団体等を対象に、調査結果に関する報告会を開催すること。報告会の企画・参加者募集・運営・資料等の作成及び会場の確保等は受託者が行うこと。なお、詳細については、委託者との協議により決定する。

イ 調査報告会参加者に対してアンケートを実施すること。アンケート項目については、委託者との協議により決定する。

## (4) その他

ア 業務の実施にあたっては適宜打ち合わせを行うこと。打ち合わせ方法については、対面、オンラインどちらも対応できるものとする。

イ その他、事業目的達成のために効果的な取組があれば、提案すること。

## 6 提出書類

### (1) 業務開始時に速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（様式第1号）

イ 実施工程表（任意様式）

ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）

エ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了時に速やかに提出するもの

ア 委託業務完了届（様式第2号）

イ 成果品（任意様式）下記「7 成果品」に記載のとおり提出すること。

## 7 成果品

(1) 調査報告書全体版、調査報告書概要版、調査報告会報告書（紙媒体：1部、電子データ：一式）※ データ形式は別途指示するものとする。

(2) その他委託者が指示するもの 一式

※ なお、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。

## 8 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議し、調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議しながら作業を進めること。
- (3) WEB調査等については、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## 9 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更  
受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し承認を得ること。
- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応  
本業務の内容のうち、仕様書で定めるサンプル数に満たないと明らかになった場合には、委託者と受託者の協議により、内容を変更する、又は委託料を減額するものとする。
- (3) 仕様書に記載されていない事項  
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者が協議し対応するものとする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に基づく事業を実施するに当たっては、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。  
この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (5) 本業務の進行状況について、委託者に定期的に報告すること。